# 年金記録に係る苦情のあっせん等について

# 年金記録確認青森地方第三者委員会分

# 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 5件

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年 4 月から同年 9 月までの国民年 金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記 録を訂正することが必要である。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和40年4月から同年9月まで

②昭和40年11月から41年3月まで

③昭和48年10月から62年6月まで

平成元年ごろ、亡き母から自分の国民年金についてはすべて納付していたと聞いていたので、自分の国民年金保険料について未納は無いものと思っていた。昨年マスコミで年金について騒がれていたことを知り、納付記録を確認したところ、未納期間があることが分かった。申立期間を含めて国民年金保険料の納付は亡き母がすべて行っており、自分は何も関与してはいなかったが、何事にも几帳面な亡き母が保険料の納付を怠るとは思えないため、保険料の未納については納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当時、申立人は申立人の母と別居していたものの、申立人の母が経営する呉服店において申立人の母と一緒に働いており、申立人の生活費や医療費についても申立人の母が負担していたことから、申立人の生計は申立人の母によって維持されていたものと推認することができる。

また、申立人の母は、国民年金の再開五年年金に任意加入して保険料を完納しており、国民年金制度に対する意識は高かったものと考えられることから、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を申立人の母

が行ったとする申立人の主張に不合理な点は見られない。

さらに、申立人は、昭和36年4月から48年9月までの期間については、40年4月から41年3月までの期間を除き、国民年金保険料は完納となっているほか、40年3月に昭和39年度分の申立人及びその妻の現年度保険料と妻の過年度保険料を併せて納付しているにもかかわらず、その直後の申立期間①に係る保険料を納付しないのは不自然である。

一方、申立期間②については、国民年金保険料の免除の承認は本人又はその家族の申請に基づき行われるものであり、申立人に係る保険料の免除申請は申立人の母が行ったものと推認することができることから、保険料を納付していたとは考え難い。

また、申立期間③については、当時、申立人はAに住民登録しており、 Bに居住する申立人の母がAに居住する申立人の国民年金保険料を納付 したとは考え難い。

さらに、申立人及び亡き母が申立期間②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人から事情を聴取しても、当時の記憶が曖昧であり、申立期間の保険料の納付状況等が不明である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月 1 日から 36 年 7 月 20 日まで 厚生年金保険の加入期間について調査依頼したところ、A店には昭 和 28 年 4 月から 36 年 7 月までの厚生年金保険の加入になっており、 脱退手当金が支給されている回答をもらった。

しかし、私は昭和25年4月から勤務し、34年4月に退職しているので、36年7月までは加入していないはず。さらに、39年1月の脱退手当金支給当時は、国民年金に加入して納付しており、あえて一時金として清算する必要性はなく、請求した覚えもない。

勤務した期間と厚生年金加入期間が相違していること、また、脱退 手当金を受けたことはないため、厚生年金保険期間として認めてほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

A店の職歴審査照会回答票を見ると、厚生年金保険被保険者延べ81人(申立人を含む)のうち、同事業所の厚生年金保険資格喪失日による脱退手当金を支給しているのは申立人のみとなっている上、社会保険庁の記録において、脱退手当金は同事業所の厚生年金保険資格喪失日から2年6か月後に支給されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、同事業所について脱退手当金の支給記録がある厚生年金保険被保険者3人の被保険者原票を見ると、他の2人には脱退手当金を支給したことを表す「脱 B」表示の押印が確認できるが、申立人の被保険者

原票には押印が無い。

さらに、申立人は同事業所の厚生年金保険資格喪失日から2か月後に 国民年金へ任意加入しており、脱退手当金の支給記録がある当時も、国 民年金保険料を納付している上、その後長期間欠かさず保険料を納付し ていることから、年金に対する意識の高さを考慮すると、申立人がその 当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

加えて、申立人は昭和34年11月17日に改姓しており、社会保険庁では、改姓後に同事業所の資格喪失日、脱退手当金の支給日を記録しているものの、社会保険庁が管理している厚生年金保険払出簿、被保険者原票、オンライン記録は旧姓のままである。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

#### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 4 月から 42 年 9 月までの期間、46 年 1 月から同年 3 月までの期間、47 年 10 月から 48 年 3 月までの期間及び 49 年 4 月から 49 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと 認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日 : 大正15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和41年4月から42年9月まで

②昭和46年1月から同年3月まで

③昭和47年10月から48年3月まで

④昭和49年4月から同年12月まで

私の国民年金保険料は、妻か妻の実家の嫁が、夫婦二人分をA銀行及びB信用金庫の集金に来ていた人に、すべて納めていたはずであり、たまにC信用金庫でも納めていたかもしれない。領収書はもらっていた記憶はあるが必要ないと思い焼却してしまった。保険料は納め忘れたことなどないにもかかわらず、申立期間が未納とされていることには納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、妻か妻の実家の嫁が、夫婦二人分を一緒にA銀行及びB信用金庫の集金人に納付し、たまに、C信用金庫でも納付していたかもしれないと主張しているが、当時の国民年金保険料の納付方法は、市町村から国民年金印紙を購入し、国民年金手帳に印紙を貼り付ける印紙検認方式であり、銀行等では印紙検認を行っていなかったことから、その主張には不合理な点が認められる。

また、申立期間①から④については、申立人は、夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたとしているが、夫婦の納付記録を見ると、夫婦とも同じ期間がすべて未納となっている上、申立人の申立期間は、複数回に及んでおり、社会保険事務所ですべての申立期間に係る事務処理を誤

ることは考え難い。

さらに、申立人が、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

#### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 4 月から 42 年 9 月までの期間、46 年 1 月から同年 3 月までの期間、47 年 10 月から 48 年 3 月までの期間及び 49 年 4 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和41年4月から42年9月まで

②昭和46年1月から同年3月まで

③昭和47年10月から48年3月まで

④昭和49年4月から同年12月まで

私の国民年金保険料は、夫が夫婦二人分をA銀行及びB信用金庫の 集金に来ていた人に、すべて納めていたはずであり、たまに、C信用 金庫でも納めていたかもしれない。領収書はもらっていた記憶はある が必要ないと思い焼却してしまった。保険料は納め忘れたことなどな いにもかかわらず、申立期間が未納とされていることには納得できな い。

# 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、夫が夫婦二人分を一緒にA銀行及びB信用金庫の集金人に納付し、たまに、C信用金庫でも納付していたかもしれないと主張しているが、当時の納付方法は、市町村から国民年金印紙を購入し、国民年金手帳に印紙を貼り付ける印紙検認方式であり、銀行等では印紙検認は行っていなかったことから、その主張には不合理な点が認められる。

また、申立期間①から④については、申立人は、夫婦一緒に国民年金保険料納付していたとしているが、夫婦の納付記録を見ると、夫婦とも同じ期間がすべて未納となっている上、申立人の申立期間は、複数回に及んでおり、社会保険事務所ですべての申立期間に係る事務処理を誤る

ことは考え難い。

さらに、申立人及びその夫は、国民年金保険料を納付していたことを 示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立て期間の保 険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

#### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 50 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から50年7月まで

申立期間の国民年金保険料について、昭和 50 年ごろ、私の夫の職場に町役場の職員が訪れ、「今、過去の未納保険料を納付すると満額の年金がもらえる。」と特例納付を勧めたことから、後日、夫は町役場で私の国民年金加入手続を行い、特例保険料を一括で 15 万円ほど納付したにもかかわらず未納とされていることには納得がいかない。同時期に夫の上司の妻も特例納付しているはずなので調査してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は昭和 50 年 8 月 29 日付けで国民年金に任意加入した記録となっており、申立期間は任意未加入期間であったものと推認できることから、制度上、申立人は申立期間について特例納付を行うことができない。

一方、同時期に特例納付を行ったとする申立人の夫の上司の妻は、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳(特殊台帳)から、国民年金加入当時、強制加入者であったことが確認できる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す 関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、ほかに申立期間の保険料 を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 5 月 2 日から 49 年 2 月 1 日まで 申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を もらった。添付資料は無いが、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間 として認めてほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

同僚及び事務担当者の証言から申立人が申立期間にA社に勤務していたことは推認することができるが、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、A社は平成8年4月26日に全喪となっており、厚生年金保険料の控除を確認できる給与台帳等の関連資料を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が管理しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、健康保険証の整理番号に欠番も無いことから申立人の記録が脱落したこん跡は認められない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認める ことはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和39年10月4日から40年7月1日まで

②昭和40年9月1日から42年12月31日まで

申立期間①のA事務所の期間と申立期間②のB職業訓練所の期間について、脱退手当金として清算済みの回答をいただいたが受けとった記憶が無いので申し立てる。

なお、申立期間前にC県で働いた期間については、会社の説明を受けて脱退手当金をもらったと記憶しているが、申立期間に係る昭和 43 年4月12日の脱退手当金の支払いについては、結婚してすぐD県E市へ転居したため受けとった記憶が無い。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示がされているとともに、申立期間と受給している脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の資格喪失日から約3か月後の昭和43年4月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、B職業訓練所では、退職直後に脱退手当金を請求している者は 申立人のみで、事業主による脱退手当金の代理請求も考え難い。

さらに、申立人が受給したとする申立期間以前の期間については、脱退手当金の受給権を満たしておらず、経過措置による受給もできない。

加えて、申立人は結婚を契機とした転居により受給の事実は無いと主張しているが、申立人の受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、 申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできな い。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和29年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和54年4月1日から同年9月30日まで

②昭和54年10月1日から55年3月31日まで

③昭和55年4月1日から同年9月30日まで

④昭和55年10月1日から56年3月31日まで

⑤昭和56年4月1日から58年3月31日まで

共済組合期間以外の期間については公的機関であり、いずれも6か月以上の勤務期間であることから厚生年金保険へ加入していたと思っている。また、国保や共済組合への加入は記憶が無い。自分としては公的機関に継続して勤務していることから当然厚生年金保険へも加入していたと思っていた。厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

全申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い上、A大学が保管する人事記録から、申立人がA大学大学院に在籍していたことが確認できる。

申立期間①及び③について、A大学の事務担当者は、「申立期間当時、 大学院生は社会保険に加入させていなかったと思う。」と証言している。 申立期間②について、B市立病院の事務担当者は、「嘱託医員として の採用のため、共済及び社会保険への加入はなかったと思う。」と証言 している。

また、社会保険事務所が管理するB市立病院の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間における整理記号番号に欠番は無い。

申立期間④について、公立C病院の申立期間当時の事務担当者は、「申

立期間当時、大学院生は社会保険に加入させていなかったと思う。」と証言している。

また、社会保険事務所が管理する公立C病院の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間における整理記号番号に欠番は無い。

申立期間⑤について、公立D病院の元事務担当者は、「大学院生については社会保険に加入させていなかったと思う。」と証言している。

また、申立期間において、公立D病院は適用事業所ではなかった。

全申立期間について、雇用保険の加入記録は無い上、E社会保険事務 所が管理する厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿を見ると、申立 人の払出年月日は昭和 58 年4月 15 日であることが確認できることから、 厚生年金保険への加入は同時期であったものと推認することができる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和39年2月及び同年3月

②昭和40年2月及び同年3月

③昭和40年8月及び同年9月

④昭和41年8月及び同年9月

⑤昭和42年8月及び同年9月

申立期間について、A県の臨時職員の期間の更新の間、健康保険及び厚生年金保険を継続するため社会保険のあるBa店(Bb店)に勤務していたので加入を認めて欲しい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立内容及び同僚の証言から、Ba店の販売部門であるB社に勤務していたことは推認することができるものの、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無い。

また、申立期間前後の昭和 38 年 1 月 1 日から 42 年 12 月 31 日までの期間において、同事業所に係る厚生年金保険の資格を取得した 95 名について確認したところ、健康保険被保険者証の整理記号番号に欠番は無く、申立人の氏名は確認できない。

さらに、申立人が勤務していたと証言している同僚のうち2名は、「申立人は正社員ではなかったと思う。」としているほか、当時、社会保険関係事務を担当していた別の同僚は、「正社員であれば、必ず、厚生年金保険に加入させており、臨時職員は加入させていなかった。」としている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から46年3月15日まで 申立期間について、A警察署に勤務していたが、昭和44年8月31 日退職として処理されていることから申立てをする。

# 第3 委員会の判断の理由

B県警察本部警務課人事係で保管する警察職員身分表から、申立人が A警察署に勤務していたことが確認できるものの、厚生年金保険料を事 業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得 税源泉徴収票等の資料は無い。

また、申立人は厚生年金保険料控除に係る具体的記憶を有しておらず、 同事業所にも申立てに係る事実を確認できる関連資料は無い。

さらに、申立人が厚生年金保険の資格を取得した昭和 43 年 5 月 1 日から申立期間中に厚生年金保険の資格を取得した者について確認したところ、健康保険の整理記号番号に欠番は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。